

亀山市告示第34号

次の道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

なお、「関係図面」は、亀山市産業建設部用地管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

令和4年2月14日

亀山市長 櫻井義之

第1

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 31032
- 3 路線名 山下8号線
- 4 供用開始の区間
 - (1) 起点 山下町字歌尾谷993番地先
 - (2) 終点 山下町字山下16番地先
- 5 供用開始の期日 令和4年2月14日

第2

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 31033
- 3 路線名 山下芸濃線
- 4 供用開始の区間
 - (1) 起点 山下町字山下22番地先
 - (2) 終点 山下町字歌尾谷993番地先
- 5 供用開始の期日 令和4年2月14日